

別紙様式 1 (別紙)

平成 2 4 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

<p>監査対象 部局等名</p>	<p>市民生活部スポーツ健康課 (富山市パークゴルフ場)</p>
<p>包括外部 監査人の 指摘事項</p>	<p>「管理業務仕様書」には「市の備品の数量、使用場所、使用状況等を把握すること」と記載されている。平成18年4月の第1期の指定管理時に市から受け継いだ備品のうち、高額なものは、「備品一覧表」に記載されている。そこから、「備品台帳」に転記して管理している。高額ではないが、市では備品として管理している。ロッカー、テーブル、椅子などは、市のシールが付いていて、市の備品とは認識しているが、個数の管理はしていない。また、「管理業務仕様書」には「管理業務の実施に必要な備品は、市の備品を指定管理者が使用するものとする。ただし、パソコン等の据付を要しない事務用品等については、指定管理者の備品を使用しても差し支えない」と記載されているが、テレビ、券売機、コピー機、カードなどは、指定管理者の所有となっている。また、電子レンジは、スタッフの私物であり、客からの寄贈の備品もある。備品の取扱いが必ずしも仕様書どおりになっていない。</p>
<p>措置状況</p>	<p>市の備品については、物品現在高調書等により個数管理しており、指定管理者の備品等 (寄贈品含む) については、指定管理者において別に備品台帳を整備し、区分して管理している。 また、「管理業務仕様書」では、「管理業務の実施に必要な備品は、市の備品を指定管理者が使用するものとする。」としていることから、券売機については、平成 3 0 年度から市がリースし、設置しており、コピー機については、指定管理者がリースしていることから、令和 3 年度以降、当該リース料を指定管理委託料の積算に含めている。 なお、指定管理者が用意した据付を要しない備品や、施設サービスの向上等に資すると認められ、指定管理者からの協議により設置した備品などは、指定管理者の備品台帳に漏れなく記載するよう指導している。</p>